豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金実施要領

（目的）

第１条　この要領は、豊田市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付の適正な事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領における用語の定義は、要綱の定めるところによる。

（交付申請の期日）

第３条　要綱第６条第１項に規定する期限の末日が市役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日を期限の末日とする。

（交付申請の添付書類）

第４条　要綱第６条第１項第１号に規定する書類は、次に掲げる項目を記載したものとする。

（１）申請者又は使用者の氏名

（２）領収日

（３）領収金額（ヘルメットの購入単価が分かるもの）

（４）購入店

（５）品名、品番（ヘルメットの購入が分かるもの）

２　前項各号に掲げる項目のうち、いずれかの項目が不足している場合は、その項目が確認できる書類を添付するものとする。

３　前２項の規定において、領収書等の原本の提出があったときは、受付時に原本の確認をしたことが分かる措置を施して申請者へ返却するものとし、補助金の交付に関する事務においては、その写しを添付するものとする。ただし、申請者の意向等により、返却の必要がないと認めるときは、返却しないことができる。

４　要綱第６条第１項第２号に規定するものは、別の方法で確認できる場合は、省略することができる。

（補助金の交付）

第５条　要綱第８条第１項に規定する書類は、通帳又はキャッシュカードの写し、ＷＥＢ通帳の印刷物等とする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

（要領の失効）

２　この要領は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。